

# 憲法月間[各区役所・支所の催し]

当日直接  
入場無料

既に事前申込の期間が終了しているなどの理由で、  
掲載していない催しもあります。ご了承ください。

日時・場所	内容など 詳しくは各区役所・支所のまちづくり推進課までお問い合わせください。	
① 5月13[金] 16:00~ 船岡山公園	<b>人権啓発パレード</b> コース:船岡山公園からキタオオジタウン(北大路通) 参加者:京都市消防音楽隊ほか	北 区 役 所 まちづくり推進課 ☎432-1208
② 22[日] 13:30~ 京都エミナスダイヤモンドホール 定員300名	<b>憲法月間のつどい</b> 講演:老いても安心して地域で暮らし続けるために~「介護保険制度の見直し」と地域社会の自立~ 講師:山田尊志さん(高齢者福祉総合施設「ももやま」園長)	洛 西 支 所 まちづくり推進課 ☎332-9318
③ 26[木] 14:30~ 18:30~ 同志社大学寒梅館 ハーディーホール 各回 定員350名	<b>憲法月間「映画のつどい」</b> 映画:「みずぶ」	上 京 区 役 所 まちづくり推進課 ☎441-0111
④ 26[木] 13:30~ 池坊学園こころホール 定員200名	<b>人権を考えるつどい</b> 講演:「日本に来て思うこと」 お話と音楽:京都府名誉友好大使(留学生)の皆さん	下 京 区 役 所 まちづくり推進課 ☎371-7170
⑤ 27[金] 13:30~ 左京区役所3階会議室 定員200名	<b>憲法月間「左京区人権講座~私たちと人権~」</b> 講演:「コミュニケーションが難しい子ども~アスペルガー症候群の場合~」 講師:門真一郎さん(京都市児童福祉センター副院長)	左 京 区 役 所 まちづくり推進課 ☎771-4211
⑥ 6月 5[日] 13:15~ 元教業小学校 定員150名	<b>人権のつどい</b> 講演:「忘れたらあかん あの時の思い~戦後60年を生きて~」 講師:梶寿美子さん(箏曲家) 本事業は手話通訳があるため、下記の事前申込は必要ありません。	中 京 区 役 所 まちづくり推進課 ☎812-2426

**お願い** 手話通訳を希望される方は事前にお申し込みください

、の催しについて手話通訳を希望される方は原則として10日前までに各区役所・支所のまちづくり推進課にお申し込みください。(及びの催しは手話通訳がございません)

## 2005年度 人権大学講座 受講生募集

**多文化共生と人権確立** 講義のほかにワークショップやフィールドワークなどによって今日的視点で人権について考える講座です。

**6月15日[水]~11月30日[水] 全12回**

時間 13:30~  
場所 キャンパスプラザ京都(下・西洞院塩小路下る)  
受講料 20,000円(年間), 2,000円(1回)  
\*1回のみ受講も可

---

## 2005年度 講座・人権ゆかりの地をたずねて 受講生募集

名所・旧跡が多い私たちのまち京都。そこで繰り広げられた人間模様を素材に人権の視点も加えて京都の歴史や文化を学ぶ講座です。

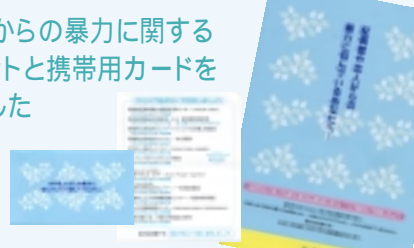
**開催日と講座テーマ(開催日/いずれも土曜日)**

- 5月14日 細川ガラシャと勝龍寺城、味土野 逆境を生きた佳人の生涯
- 6月11日 朝鮮通信使と相国寺慈照院 通信使の遺墨を中心に
- 7月 9日 朝鮮通信使の先がけ 松雲大師と徳川家康 伏見城と本法寺で復交と交流をはかる
- 9月 3日 舞鶴湾と浮島丸事件
- 10月15日 丹波マンガン記念館 戦時下の朝鮮人労働者
- 11月26日 引揚げの町・舞鶴 “異国の丘” 岸壁の母”を刻んで
- 12月17日 戦時下の京都市民と社会福祉事業 救済・保健・協和・同和事業のなかで
- 1月14日 広隆寺と松尾大社 泰氏創建の社寺

時間 14:00~15:30 受講料 1,000円(1回)  
場所 池坊学園(下・室町四条下る) \*1回のみ受講も可

問合せ先/(財)世界人権問題研究センター  
〒604-0857 京都市中京区烏丸通二条上る時絵屋町263 京榮丸ビル7階  
☎231-2600 FAX 231-2750

### 配偶者等からの暴力に関するリーフレットと携帯用カードを発行しました



**リーフレット** 相談機関の情報や改正配偶者暴力防止法(平成16年12月2日施行)の主な改正点などを掲載しています。

**カード** 携帯に便利な名刺サイズに相談機関の電話番号を掲載しています。

**いずれも 市役所案内所 区役所・支所 ウィングス京都などで配布**  
問合せ先/男女共同参画推進課 ☎222-3091

---

本誌は年3回(5月 8月 12月)発行します。区役所・支所のまちづくり推進課 市役所の市政案内所ほかで配布しています。郵送をご希望の方は返信用切手(140円分)を同封のうえ京都市人権文化推進課までお申し込みください。

**同じです あなたとわたしの 大切さ**

時を超え美しく  
ひと輝く 歴史都市・京都

---

発行日 平成17年5月1日  
発行 京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る  
上本能寺前町488番地  
☎075(222)3381  
http://www.city.kyoto.jp/bunshi/jinken/  
京都市印刷物第173025号

# あい・ゆ KYOTO

—人権情報誌—

I・YOUきょうと

2005.5  
vol.19

わたしとあなた……。それぞれが「愛」と「優」の心をいつも大切にたがいを認め、支え合うまち・京都を。



**◆ヒューマンボイス**  
心の病気は誰にでも起こるもの  
「もし自分や家族だったら...」と想像してほしい  
—— 精神科医・帝塚山学院大学教授 香山リカさん

**◆特集**  
人権の大切さを伝えるメッセージ  
「人権“ほっと”写真」  
入選作品の紹介

**◆人輝いてま〜す!**  
外国人の患者が安心して医療を受けられるように  
—— NPO法人「多文化共生センター・きょうと」 医療通訳チーフコーディネーター/看護師 高嶋愛里さん

**◆シリーズ 共に考える人権**  
「気付くことから始めよう」  
~身近な出来事から人権を考えてみる~  
**◆こんなこと・あんなこと みんなの広場**

「心の病気は誰にでも起こるもの  
 もし自分や家族だったら…」と  
 想像してみてもほしい

# 香山リカ

さん

精神科医・帝塚山学院大学教授



精神科医として、テレビや新聞、雑誌など、様々なメディアを通じて、精神疾患に関する知識を広めるとともに、「心の病」を一人でも多くの人に理解してもらえよう、精力的に執筆活動を続ける香山リカさん。現在、誰もが、程度の差こそあれ、絶えず精神的なストレスを抱えながら生活を送っており、「心の病」に悩む人は増え続けています。私たちはこれらの問題をどのように考え、また、精神疾患を抱える人とどのように向き合っていけばよいのでしょうか。

実際に多くの臨床経験をお持ちの香山さんに、精神医療と人権というテーマでお話を伺いました。

## 精神医療と人権は、切っても切り離せない問題を抱えている

日本の近代の精神医療は、それまで病気とも認められずに「霊がついている」など、全く科学的ではない理由で座敷牢のような場所に隔離され、差別や偏見の目を向けられてきた精神疾患の人たちを、医療の枠組みに入れるところからスタートしました。しかし、患者が医療を受けられるようになってからしばらくすると、「病院が患者を閉じ込め、以前と同じように隔離している。今度は、医療が患者を隔離して社会から遠ざけているんじゃないか」という議論が始めました。



1970年代には、精神障害者の医療をめぐる問題は医療現場だけでなく、一般の人やマスコミの間でも広く議論されるようになってきました。私が精神科

医になった80年代当時、職員が入院患者をリンチするという宇都宮病院事件などが起こり、「病院では何が行われているか分からない、精神医療は患者の人権を侵害している」という批判は更に高まりました。こうした事件がきっかけとなって、精神医療は入院治療から外来治療にシフトしていくなど、より開放的な方向へ向かうことになりました。

ところが、90年代に入ると、アーレフ（旧オウム真理教）の事件などに大きく影響され、今度は開放化への批判が出てきました。それまでの「精神障害者も、そうでない人と同じような社会生活を送るべきだ」という風潮から一変して、グループホームで生活する人や共同作業所などで働く人に対しても、「あの人たちは何をしているんだろう、危険はないのか」という声が高まり、施設建設の反対運動があらこちらで起きました。その後、2001年に大阪の池田小学校の児童殺傷事件が起きてしまいました。同じ頃、通院歴のある人が犯罪にかかわった事件の報道がいくつかあったことから、「精神障害者は犯罪を起こしやすく危険だ」などと言われるようになったのです。

一昨年（2003年）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、再犯のおそれなくなるまで入院医療を継続させることができる法律、いわゆる「心神喪失者等医療観察法」が成立しました。我々、精神医療の当事者は、この法律案が国会で審議されている際、内容に対して様々な問題点を指摘していました。再犯の可能性は精神障害者だけに限ったものではないのに、精神障害者

※心神喪失者等医療観察法

殺人、放火、強盗、強姦などの重大犯罪にあたる行為を行ったもの、心神喪失や心神耗弱を理由に不起訴処分や無罪などとなった精神障害者について、裁判官と精神科医の合議による審判で、入院や通院などを決定する新たな処遇制度を定めた法律。



だけを隔離することは、「精神障害者は危険である」という誤った見方を助長する点、またこれは精神障害者に対する差別以外の何ものでもない点、拘禁する必要のない人を一生拘禁してしまう危険性をもはらんでいる点などの多くの問題点があったのですが、可決成立してしまったのです。

池田小学校の事件は本当にショッキングな事件でした。しかし、精神障害者の犯罪がどれくらい多いのか、犯罪を起こす確率がどれほど高いのか、というようなデータで裏付けられたものではなく、一つの事件をきっかけに、この法律ができてしまったことは非常に残念です。

人権は大切なものです。人間は平等であると頭では理解しているものの、子どもの安全や地域の治安を考えると、そんなことは言っていられない。背に腹は代えられない。そのくらいみんなが追い詰められているのかもしれない。だからといって、「人権は余裕がないと守れないのか」というと、それは違うはずですよ。人権を守るといえることは、危険を引き受けるとか、安全を捨てるということではありません。これまで、精神医療の中での人権に対する意識は徐々に高まってきているように見えていたのですが、実は、表面的なものでしっかりと根付いていなかったのかもしれない。そういう意味では私たち医療現場にいる者も反省しています。

## 子どもの心を救うためには 親の自己実現を図ることも大切

最近、子どもが起こす凶悪犯罪が増えている一方で、虐待など、子どもが被害を受けるケースも増加しています。子どもとはこういうものだ、と一概に割り切れるものではありませんが、子どもは社会の中で一番弱い部分であり柔らかい部分です。社会の動きや変化が具体的に現れやすいものなのです。心に病を抱えている子どもたちは、社会の中で自分の価値がないと感じています。つまり、社会の中での自分の位置や居場所に対して、自信がなくなっているケースが多いのです。もちろん、家庭の愛情を受けるといえることは必要です。でも、それ以上に社会の中で必



要とされること、居場所があること、活躍する場があること、そういうことが大切なのですが、やはり不足していると思います。

虐待の問題では、子どもを守ることは当然大事なことですが、虐待してしまう親の悩みに目も向

けていく必要があります。「虐待をしてしまいそう」「虐待めいたことをしてしまう」という母親の相談も多く受けますが、親自身が自分の生き方に不安を持っており、それが爆発して子どもに向かってしまうようなケースも多くあります。

親が自分のやりたいことをあきらめたり、我慢して、表面的に子育てに重きを置いた生活をする。例えば、できるだけご飯と一緒に食べるとか、一緒に時間を過ごすとか、そのような見せ掛けだけの家族の絆が子どもにとっていい影響を与えとはちょっと考えにくいですね。「自分がいるから親が不幸なんじゃないか、自分の存在が親を悩ませているんじゃないか」と、自分の存在への後ろめたさや罪悪感を持っている子どもも多いのです。親はもちろん「おまえは邪魔だ」とは言いませんが、自分のいる生活が親にとって不幸そうだと子どもの目に映れば、「自分がいなければ良かったんじゃないか」と思うわけです。むしろ親が自由奔放にしている方が、子どもは「私がいても親は楽しそうにしている、私はここにいいんだ」「私がいることで親を不幸にはしていないんだ」と思えるんです。その方が子どものためにもいいような気がします。

## 人の言葉を鵜呑みにせず 自分で考えてほしい

今、残念なことに、一つの事件や出来事が全体の問題であるかのようにとらえられがちです。しかし、例えば、一人の精神障害者の方が当たり前で暮らすということが、みんなの考えを変えていくことも大いにあると思うのです。

精神疾患になって職場をしばらく休んだ後、復職した患者さんが、最初は周囲から特別な目で見られていたけれども、がんばって仕事をしている内に、周りの人が「これまでこういう病気の人を誤解していた」「考えてみるきっかけになった」など、考えが変わったりすることも実際にあります。そういうことに接すると、一人の人の前向きな姿勢や考え方が周りの見方をこんなにも変える可能性を持っているのか、と改めて人間の能力の深さを垣間見る思いがします。精神障害などで苦悩を抱えている人、困っている人には少し酷かもしれませんが、一人ひとりが自分らしく前向きに暮らすことが、自分だけでなく、同じような仲間のためにもプラスになるかもしれない、という誇りを持ってほしいのです。

心の病気は誰にでも起こる可能性があって、心掛けでならず済むというものでもありません。感情や思考といった人間の人間らしい部分が障害を受けるから、会話がうまく通じなかったり、テンポがゆっくりになったりすることもあるかもしれません。表面的に見えない病気だから、どういう状況なのか理解することは難しいかもしれませんが、糖尿病になったり、貧血になったりすることと同じように一つの疾患なんです。スムーズにコミュニケーションができないから、その人は危険だと短絡的に考えないで「もし自分や家族だったら…」と想像してみてください。精神障害や精神医療について一般に言われていることには間違いも多くあります。人に言われたことを鵜呑みにしないで、自分で考えてほしいですね。

それが人権を考える意味でも大切なことだと思います。



# 人権の大切さを伝える

## メッセージ

特集

# 「人権“ほっと”写真」

## 入選作品の紹介

平成16年度市民公募事業

京都市では、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組の一つとして、市民一人ひとりに人権を考えていただく機会を提  
供するとともに、市民から市民への「人権の大切さを伝えるメッセージ」  
として広く発信していくため、市民公募事業を行っています。  
平成16年度は、「人権の大切さが感じられる心温まる作品」をテーマに「人  
権 ほっと 写真」を募集しました。  
多くの市民の皆さんから、人を思いやる心、人と人とのふれあいや生きてい  
ることの素晴らしさが伝わってくる、心温まる写真をお寄せいただき、81点の  
応募作品の中からほっとフォト賞5点、佳作9点の合わせて14点の入選作品を  
選びました。これらの作品の中にある、大切なメッセージをぜひ感じ取って  
ください。



## PROFILE



香山リカ [かやま・りか]

1960年7月1日北海道生まれ。東京医科大学卒、精神科医。現在、帝塚山学院大学人間文化学部教授。学生時代から雑誌に寄稿。その後も臨床経験を生かして、新聞、雑誌で社会批評、文化批評、書評なども手掛け、現代人の「心の病」について洞察を続けている。専門は精神病理学だが、テレビゲームなどのサブカルチャーにも関心を持つ。主な著書に、『ネット王子のケータイ姫』(中公新書ラクレ)、『生きづらい 私 たちに穴があいている』(講談社現代新書)、『就職がこわい』(講談社)、『心の時代』解体新書2』(創出版)、『切ない... 本の中のカウンセリング・ルーム』(青春出版社)などがある。

# みんなのココロをやさしくする“ほっとする”この一枚！

## ほっとフォト賞

5点



「仲よし」中西昭次さん(南区)  
友達のおもちゃと一緒に遊ぶ子どもたちの純真な姿にほっとさせられます。大好きなヒーローを見つめ夢をふくらませているようです。



「パワフル」加藤奈菜さん(伏見区)  
子どもたちの力強い笑顔から生きていることの素晴らしさを感じられ、見ているこちらまで元気が湧いてきます。



(無題)長住理佳さん(左京区)  
仲むつまじい親子の姿にあたたかいぬくもりを感じられます。親子の絆の大切さが伝わってくる一枚です。



「高いの平気!？」河内真由美さん(伏見区)  
子どものそばで寄り添いながら微笑むおじいちゃんの優しい表情から人とのふれあいの大切さを感じられます。



「森での一時」岡田源太さん(左京区)  
肩車に乗る子どもだけでなく大人の表情からも、一緒になって楽しい一時を過ごしている様子が表現されています。バックの新緑が表情を更に引き立てています。



「桜の下で」小林隆史さん(左京区)  
老若男女が同じものをほおぼる中でほのぼのとした家族の温かさが感じられます。



「愛しさいっぱいの朝」上坂千春さん(中京区)  
生命誕生の喜びに満ちた表情から命の大切さを感じられる作品です。



「これでしょお？」  
川崎由香里さん(下京区)  
無邪気に遊ぶ子どもたちの姿に心がほっとします。

## 佳作

9点



「いつもいっしょに」山下正洋さん(南区)  
ひまわり畑の中に咲いた姉妹の花。後ろの山とのコントラストも美しいです。



「きずな」米田嘉三さん(下京区)  
子どもを見つめる横顔に母子の強い絆を感じられます。



「お父さん これなあに？」  
岩本光石さん(中京区)  
あどけないが力強く見つめる表情から、純粋な心が伝わってきます。



「祭り見物」  
中川敦夫さん(西京区)  
男性の穏やかな表情から思いやりの気持ちややさしさが伝わってきます。



「ふれあい」  
原英三郎さん(伏見区)  
伝統行事を通じて世代を超えたふれあいの様子が伝わってきます。



「語らい」  
大竹昭夫さん(下京区)  
きれいに咲いたハスの花と、いたわりながら話す様子が印象的な作品です。

# 外国人の患者が安心して医療を受けられるように

「医療通訳」をご存じですか。

病気の症状などを日本語でうまく伝えることができない外国人の方が、母国語で医師とコミュニケーションができるよう、彼らと医師の間に入って通訳を行う、そのような役割を担っている人が医療通訳です。

医療通訳を派遣する事業は、京都市がNPO法人「多文化共生センター・きょうと」京都市国際交流協会と協力して、2004年4月からスタートしました。現在、市立病院、医仁会武田総合病院(伏見区)及び康生会武田病院(京都駅前)の三つの病院で実施されており、今後一層の需要と期待が見込まれています。

今回お話を伺う高嶋愛里さんは、現在、これら医療通訳を的確に病院に派遣する「医療通訳コーディネーター」(下図参照)というお仕事をされています。高嶋さんにご自身のお仕事について、更には実際の現場で率直に感じられたことなどについてお話しいただきました。

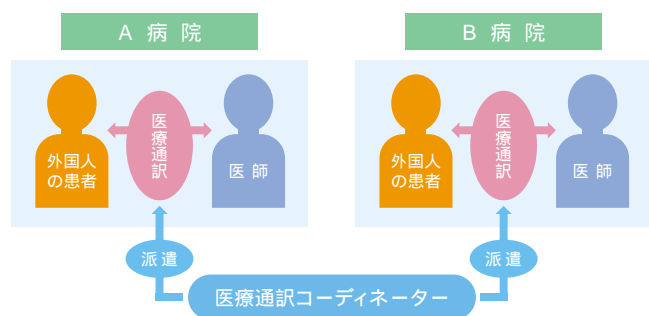


NPO法人「多文化共生センター・きょうと」  
医療通訳チーフコーディネーター/看護師 高嶋愛里さん

## 外国人の患者と医師、そして医療通訳をつなぐ医療通訳コーディネーター

医療通訳コーディネーターは、患者と医師、そして医療通訳の間に入って日程調整などを行う、いわば三者をつなぐパイプ役です。コーディネーターとして医療通訳を派遣する際には、「プライバシーのこともかかわってくるので同じ患者さんにはできるだけ同じ医療通訳に担当してもらっています。また、患者さんの症例に応じて通訳経験年数を考慮するなど、患者さんとのマッチングにはたいへん気を使っています。医療通訳にはすべての診療科を経験してもらったうえで、これまでの実績等を考慮するなど、一人ひとりの適性に合わせてスケジュールを組みます」と、その調整には万全を期されています。また、プライバシー等の問題や日程の都合で一人の場合もありますが、基本的に一人の患者には二人の医療通訳を付けることが望ましいと考えています。これは医師と患者との間で「言った言わない」といった万が一の事態に彼らを守り、誤りを防ぐとともに医療通訳の通訳内容の正確性を高めるためでもあります。

医療通訳コーディネーターの仕事は、単なる医療通訳の派遣にはとどまりません。嶋さん自身が在日外国人のための



〔医療通訳コーディネーター業務の流れ〕

無料医療相談会などでスペイン語通訳者及び看護師として活動されているという経験から、時には悩みを抱えた医療通訳自身の相談相手になったりすることもあります。診療の邪魔にならないよう、医療通訳の立ち位置にも配慮しています。彼らの気持ちが分かるので、こんな場面では不安だろうなと思ったら、「今はこの場所に立ってほしいんだよ」と看護師さんは今は忙しそうだからちょっと待って」というアドバイスや、病気の感染を心配する医療通訳に医療者としての視点で医療的な助言もしています。医療通訳は言葉のスペシャリストですが、医療のスペシャリストではないので、重症患者を担当する場合は負担も大きく、精神的な支えが必要になります。そのような場合、看護師でもある嶋さんの適切なサポートは、彼らにとって心強く受け入れる病院側にも安心感を与えています。

## 少数派が生きやすい世界は誰にとっても生きやすい

医療通訳の派遣には、決まった日に医療通訳が常駐する「固定型」と依頼があった場合に派遣する「派遣型」の二通りの方法があります。昨年度の利用者数は1400件を超えました。この利用者数の多さは、医療通訳が認められてきた証拠ですし、彼ら自身にとっても大きな励みになります。また、利用者からは「救急にも対応してほしい」「毎日医療通訳を置いてほしい」というような声も寄せられているそうです。

実際、医療通訳の中には、海外で医療を受けた経験のある人が多く、たとえ現地の言葉が話せても、しんどい時に母国語で話せないつらさを体験しています。それだけにスタッフには、少しでも自分と同じようなつらい思いをしないように、「力になりたい」という気持ちが強いようです。こうした貴重な体験が、利用者が満足できるサービスを提供するという一役買っているのでしょう。

一方、この制度を導入する病院は、現在三つだけですが、各病院の医師は非常に協力的で、医療通訳がいた方が診察がスムーズにできると評価されているようです。聴覚に障害のある人に手話が必要であるのと同じように、外国人の患者とコミュニケーションを取るために絵札があったり、医療通訳があったり、色々な選択肢があっていると、思います。そのことが患者さんへのきめ細かな支援、的確な診療サービスの提供につながっていくはずですが、「外国の人を見ただけで、苦手意識を持つ医師もいると思いますが、そんな時にこの制度を情報として知って導入してもらえれば、外国人の患者との間にある言葉の壁を乗り越えることができるのです。情報を持つことが

大切だと思います」。人の命を預かる医療に携わる立場だからこそ、嶋さんはその必要性を一層強調されます。

「言葉のサービスまで行き届いた病院は、ほかのサービスも行き届いた病院じゃないかと思うのです。少数派が生きやすい世界は、誰もが生きやすいのではないのでしょうか。私たちが住む日本には外国の人が大勢住んでおられますが、彼らは少数派です。日本が外国人にとって生きやすい国であるのなら、私たち日本人にとっても生きやすい国であるはずですよ。」

嶋さんの話を聞きながら、このことは私たちにとっても大切なことであるということに改めて気付かされました。

## 海外に行かなくても、時間がなくても、国際協力ができる

「多文化共生センター・きょうと」は、医療通訳も日本国内でできる一つの国際協力であると考えています。

「医療通訳は前例のない仕事ですし、ゴールが見えない中で一所懸命に走ってきて、ふと振り返った時、私たちが結構、組織的に動けてるよね、と思うことがあります。失敗もたくさんありましたが、全部が今のこの時に生かすことができている。物事を始める時に必要な失敗って必ずありますよね。良いと思って始めたけれど、あまり良くなかったからこっちにしよう、というのを繰り返し、何げなく後ろを見たら、結構形になってる。こんな時って本当にうれしいですよ」と、嶋さん。この仕事はまだ広く知られてはいませんが、国籍や文化的な背景、言葉による差別のない社会、言葉のバリアフリーを実現するためには、一層の活躍が期待される仕事です。また、彼らをサポートする医療通訳コーディネーターの役割も、今後ますます重要になっていくと思われます。

「国際協力をする、これに必要なのは、必ずしも英語だけじゃないですし、また、海外に行かないとできないということではないと思います。日本に住んでいる外国の人を支援するという形の国際協力もあって、時間やお金がなくてもできることだと私は思っています。文化や習慣の違いからトラブルになることもあります。でも、「違うから嫌だ」ではなく、「違って、いるから面白い」と考えてほしいのです。違うと思うことも理由が分かれば、実は些細なことかも知れないのですから。」

話す言語に関係なく、患者さんとのコミュニケーションを大切にされている嶋さん。気負わず、探究心を持って、タフな仕事に励んでおられる様子に、たいへん大きな感銘を受けました。



診察室で通訳



薬局で通訳

多文化共生センター・きょうと  
〒600-8104  
京都市下京区五条通高倉西入ル万寿寺町143 いづつビル6F  
TEL 075-353-7205 / FAX 075-353-7206  
E-mail: kyotoinfo@tabunka.jp  
ホームページ: <http://www.tabunka.jp/kyoto/>

電話対応時間  
火曜日・水曜日・金曜日  
14:00 ~ 18:00  
それ以外はFAX又はE-mailで  
ご連絡ください。

# 共に考える 人権

1

「気付くことから始めよう」～身近な出来事から人権を考えてみる～

私たちのまちの中では、異なる環境で育ち、色々な考え方を持ったたくさんの方が生活しています。普段これらのたくさんの方たちと接する中で、私たちは意識するしないにかかわらず「人権問題」にかかわるのを見たり、聞いたり、時にはその当事者になったりすることもあります。一人ひとりの人権を守っていくためには、みんなが、日常生活の何気ない出来事の中にある問題点に気付くことが大切です。皆さん、まず「気付く」ことから始めませんか。



イラスト：牧野圭一

## 血液型って 人の性格や行動を決めるの？

最近 テレビの番組などでも血液型の性格判断がよく行われています。血液型によって人をグループに分けて、当てはまる性格や行動などを考えてみることは、ある意味ではたいへん興味わくことかもしれません。

でもよく考えてみてください。同じ血液型にも様々な性格の人がいます。でも「この血液型の人ならばこういう性格のはずだ。こういう行動をするはずだ」というように勝手に決め付けてしまう。このように型にはまった画一的なイメージのことをステレオタイプ(紋切り型のイメージ)といいます。

勝手な思い込みや安易な同調などが私たちの心の中に偏った見方、偏見を植え付けてしまうことも少なくありません。そしてこの偏見は知らない間に相手の心を傷付けてしまったり、人権を侵害することだってあるのです。

これまで 私たちが無意識の内に、見たり聞いたり行っていたことなどをもう一度考えてみましょう。たくさんの方の人権を守っていくために、

平成17年度

ワークショップ  
形式による  
人権連続学習会

## 和い輪い人権学習会

### あなたもワイワイ楽しく人権を学んでみませんか!



「ワークショップ」とは、一人ひとりが主役となって参加し、それぞれが共通の体験を積み重ねながら、協力し合っ一つのものを作り上げていく、目的を達成していく。そんな学習形式のことをいいます。

京都市ではこのワークショップ形式を中心とした参加型の人権連続学習会を次のとおり実施します。皆さん、ふるってご応募ください。

参加者募集



回	開催日(いずれも木曜日)	テーマ	学習テーマ
1	17年7月14日	世間は「隣人」との出会いに満ちている	人権一般(入門編)
2	8月11日	聴き取りにくくても コトバはコトバ!	障害者
3	9月 8日	お隣さんってほんとに日本人?	民族
4	10月13日	男/女になりたいと思ったことありませんか?	性
5	11月10日	「病へのまなざし」が偏付けてきたものは...	病気
6	18年1月12日	職業に差別なしとはいけれど...	職業差別
7	2月 9日	むすびに...むすぶ隣人との絆!	人権一般(応用編)

- 日時** 平成17年7月～平成18年2月[全7回] 毎月第2木曜日(12月を除く)午前10時～午後4時
  - 場所** 京都市女性総合センター ウィングス京都(中・東洞院六角下る)
  - 募集対象** 市内在住又は通勤・通学の方で原則として7回全部に参加できる方
  - 募集人員** 40名程度(多数の場合は抽選)
  - 参加費** 無料
- はがきかファックス(住所・氏名・年齢・電話番号を明記)又は電話、インターネットで 8月30日(必着)までに下記へお申し込みください。  
〒604-8571 京都市人権文化推進課「人権ワークショップ」担当  
☎222-3381 FAX 222-3194  
<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/jinken/>  
問合せ先 / 人権文化推進課 ☎222-3381

## 「人権“ほっと”写真」を募集します

人権の大切さが感じられる心温まる写真を募集します。ふるってご応募ください(未発表のものに限ります)。

テーマ「人権の大切さが感じられる心温まる写真」

例:人を思いやる心 人と人のふれあいのすばらしさ 生きていることのすばらしさ 人への感謝の気持ちなどが伝わってくる写真

応募資格 京都市に在住又は通勤・通学の方

応募方法

作品規格

カラープリント四つ切り(デジタル写真可 組写真は不可)。デジタル写真の場合は300万画素(2048×1536ピクセル)以上。Eメールで送信する場合はJPEG形式で保存し容量は1.7MB以下としてください。

応募作品については上記の作品規格以外にもいくつかの規定があります。応募される際は必ず右記までお問い合わせください。

郵便又は持参で

(写真の裏面に 題名・郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記した作品票を貼り付けること。)  
〒604-8571 京都市人権文化推進課「ほっとフォト募集」担当

インターネットで  
人権文化推進課ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/jinken/>  
締切日 平成17年8月1日(月)(当日消印有効)

問合せ先 人権文化推進課 ☎222-3381



入選作品への賞 入選15点

ほっとフォト賞 5点 賞状と副賞(図書カード3万円分)  
佳作 10点 賞状と副賞(図書カード1万円分)